

#### 秋田県告示第414号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田県秋田港湾事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年9月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業を行う期間  
平成25年8月28日から同年10月31日まで
- 3 作業を行う地域  
秋田市飯島